

令和9年度 各事業（国・県・市）の要望調査について

1. 事業内容

下記の各事業をご覧ください。
2. 申込方法

別紙「事業要望調査票」に記入し、FAX、または市役所農林部 農業振興課（旭川一丁目）もしくは、各地域局の地域課 産業建設係まで提出ください。
3. 連絡期限

令和8年9月11日（金）必着

《重要！》

- ① あくまで来年度事業の要望把握と予算編成に向けた調査であり、事業への正式な申請ではありません。
- ② 事業要件等は、変更になる可能性があります。
- ③ 期限までに当要望調査の提出がない場合、令和9年度の事業活用が難しくなることがあります。

《参考》 令和8年度 各事業（国・県・市）一覧

事業 No.	事業名	事業型	対象作物	対象者、要件					対象物					補助率	その他	問い合わせ先				
				個人	法人	認定	集営	その他	要件	資材	ハウス	機械	設備				建物	その他	内容	
1	担い手確保・経営強化支援事業(国)	融資主体型補助事業	耕種作物	○	○	○	○	○	地域計画が策定されている地域であること 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市の基本構想に示す目標水準を達成している者、市が認める者			○	○	○	△	融資活用必要(融資残に対する助成) 例えば、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、選果機、加工施設、ビニールハウス、明渠・暗きよ整備など ※50万円以上で、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること	1/2以内 (上限額は個人1,500万円、 法人3,000万円)	・採択は、個人・地域のポイントによる ・3年後の目標達成が必須 ・付加価値額1割以上の拡大が必須 ・選択する目標の内容については、 お問合せください	農業振興課 作物振興係 TEL：0182-32-2113 FAX：0182-32-4037	
2	地域農業構造転換支援事業(国)		耕種作物	○	○	○	○	○	将来像が明確化された地域計画(目標集積率6割)であること 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市の基本構想に示す目標水準を達成している者、市が認める者			○	○	○	△	融資活用は不要 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械・施設の導入、農地の改良、造成 または農業用機械のリースによる導入(※リースの場合施設は対象となりません)	3/10以内 (上限額は個人1,500万円、 法人3,000万円)	・採択は、個人・地域のポイントによる ・3年後の目標達成が必須 ・選択する目標の内容については、 お問合せください		
3	農地利用効率化支援交付金(国)	融資主体支援タイプ	耕種作物	○	○	○	○	○	地域計画が策定されている地域であること 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市の基本構想に示す目標水準を達成している者、市が認める者			○	○	○	△	融資活用必要(融資残に対する助成) 例えば、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、選果機、加工施設、ビニールハウス、明渠・暗きよ整備など ※50万円以上で、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること	3/10以内 (上限額は300万円)	・採択は、個人・地域のポイントによる ・3年後の目標達成が必須 ・付加価値額の拡大が必須 ・選択する目標の内容については、 お問合せください		
4	果樹経営支援対策事業(国)	優良品目・品種への転換(改植・新植又は高接)、 揚水・かん水設備整備、 未収益期間対策 など	果樹(りんご、なし、ぶどう、 もも、おうとう)	詳細および要望は、JA秋田ふるさと果樹課(0182-23-6266)へご連絡ください																
5	稼ぐあきたの園芸経営体応援事業(県) ※旧:夢ある園芸産地創造事業(県)	稼ぐ園芸経営体応援事業 ・収益向上メニュー ・新規就農メニュー ・気候変動対策メニュー	野菜(えだまめ、ねぎ、アスパラガス、 トマト、きゅうり、すいか) 花き 果樹(りんご、なし、ぶどう、もも、 おうとう) 大豆、麦(10ha以上) そば(5ha以上)、葉たばこ 横手市の振興品目						①対象者 認定農業者、認定就農者、機械共同利用組合(果樹) ②成果目標 事業実施後の販売額が現況販売額の10%以上増加すること または、生産コストが10%以上低減すること ※新規就農者は、事業実施翌年度の販売額が青年等就農計画の目標を達成すること	△		○	○	○	△	作柄安定施設等 生産性向上機械 品質向上機械・施設 ほ場改良機械 生産条件整備等 その他生産拡大に必要な機械 作業環境改善に必要な施設等 スマート農業の実践に必要な機械 等	1/3以内 ※新規就農メニューの場合のみ1/2以内 上限:1,000万円 要件により市協調助成1/6以内あり	・既存機械・施設の更新や、リース期間満了等による導入、小農具(消耗品)については補助対象としない		
		秋田産食料供給力向上支援事業	夏秋いちご 半促成アスパラガス さつまいも						JA等	△		○	○	○	△	作柄安定施設等 生産性向上機械 品質向上機械・施設 ほ場改良機械 新植に係る設備 生産条件整備等 その他生産拡大に必要な機械 作業環境改善に必要な施設等 スマート農業の実践に必要な機械 等	1/2以内 上限:2,000万円 要件により市協調助成1/10以内あり	・水稻用と共用できるものは原則補助対象としない ・補助金額10万円未満は対象外		
6	稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業(県) ※旧:夢ある畜産経営ステップアップ支援事業(県)	畜産経営基盤強化支援事業 ・新規就農者経営開始支援 ・中小規模経営体等生産拡大支援 ・大規模経営体施設整備支援	肉用牛 乳用牛 比内地鶏 特用家畜 等						①対象 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体、新規就農者 等 ②成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること(新規就農者の場合は1/2以上増加すること)。 または、生産コストを5%以上削減すること(省コスト・省エネ機械導入時)	○		○	○	○	○	○	スマート農業機械導入 暑熱対策機器、資材導入 省コスト・省エネ化機械導入 畜舎整備(肉用牛・比内地鶏) 肉用繁殖雌牛増頭 肥育素牛導入 乳用初任牛導入	1/3以内 または 定額(補助額や上限額はメニューによる) 要件により市協調助成1/6以内あり	・既存機械・施設の更新や、リース期間満了等による導入、小農具(消耗品)については補助対象としない ・水稻用と共用できるものは原則補助対象としない ・補助金額10万円未満は対象外	
		飼料増産・耕畜連携拡大支援事業 ・自給飼料増産 ・耕畜連携推進	自給飼料生産 堆肥生産						①対象 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体、機械共同利用集団、堆肥共同利用集団 ②成果目標 事業実施後の販売額が県補助額の1.2米以上増加すること または、堆肥の施用面積が前年度実績より20%以上増加すること(耕畜連携推進のみ)	○		○	○	○	○	○	自給飼料生産・利用機械導入 草地整備改良 飼料用とうもろこしの生産拡大 稲わら保管庫整備 堆肥散布用機械導入 堆肥関連施設整備			

事業 No.	事業名	事業型	対象作物	対象者、要件						対象物						補助率	その他	問い合わせ先
				個人	法人	認定	集営	その他	要件	資材	ハウス	機械	設備	建物	その他			
7	高収益作物導入推進事業(市)	園芸施設資材導入事業	野菜、花き、ホップ、伝統作物等	○	○	○		○	①市内に住所を有している、または主な経営地域が市内にあること ②新規作付、規模拡大や規模を維持しつつ、販売額の増加が見込める方 ③市税等に滞納がないこと			○			○	パイプハウスに係る資材(税抜5万円以上)	【重点振興作物】 2/3～1/2以内 【重点振興作物以外】 1/2～1/3以内	・汎用性の高い機械は補助対象外 ・補助率や上限額は作物や作付面積の目標による ・園芸施設資材導入事業と生産機械導入事業の重複申請は不可 ※詳しくはお問い合わせください
		生産機械導入事業		○	○	○		○				○	○		○	機械・設備(税抜5万円以上)	【重点振興作物】 2/3～1/2以内 【重点振興作物以外】 1/2～1/3以内	
8	園芸作物規模拡大強化事業(市)		野菜、花き、果樹、その他(しいたけ・ホップ)	○	○	○		○	①市内に住所を有している、または主な経営地域が市内にあること ②規模の拡大または新規作付けにより、事業実施後の販売額が補助金額の0.8倍以上増加すること ※新規就農者の場合は0.3倍以上 ③市税等に滞納がないこと ④補助金の対象経費の合計が10万円以上であること	○	○	○	○		○	○農業用機械 税抜5万円以上の機械 ○農業用生産施設 園芸作物の生産に使用する施設 ○資材及び種苗費 3年以上使用できる資材及び種苗費	1/3以内	・単純更新や汎用性の高い機械は補助対象外 ※事前着手不可のため、要事前協議
9	果樹産地再生等事業(市)	農機導入	果樹(りんご、洋なし、もも、ぶどう、おうとう)	○	○	○	○	○	市内で果樹を生産販売する農業者等			○				高所作業車、乗用草刈機、運搬車、スピードスプレーヤー、かん水設備、電動剪定鋏など(税抜5万円以上)	1/3以内 上限30万円/台	・汎用性の高い機械は補助対象外 ・氏名入りの領収書添付必要
		圃場改良		○	○	○		○	市内で果樹を生産販売する農業者等	○					○	ニュースパーコン、石灰等土壌改良材(アルカリ分概ね50%以上)等、散布機借り上げ料(農協果樹部会、共同防除組織)	1/2以内	・氏名入りの領収書添付必要
		横手モデル推進		○	○	○			市内で果樹を生産販売する農業者等	○						耐久性の高い木柱、単管パイプ等防風網の設置に必要な資材	1/3以内 防風設備:上限20万円	・氏名入りの領収書添付必要
10	果樹放任園解消緊急対策事業(市)	放任園解消	果樹(りんご、洋なし、もも、ぶどう、おうとう)					○	・市内で果実を生産販売する3戸以上の農家で組織する団体で、代表者や規約等が定められているもの ・実施する園地の所有者及び栽培者から本事業への同意が得られていること ・放任園の放任樹の伐採、抜根、撤去、整地まで行う園地						○	人件費、機械器具等借上費、燃料費、処分料、業務委託費	1/2以内 上限60万円	※事前着手不可のため、要事前協議
11	共同防除緊急体制強化事業(市)	防除基盤整備	果樹(りんご、洋なし、もも、ぶどう、おうとう)					○	・市内の共同防除組織、及び、市内で果実を生産販売する3戸以上の農家で組織する団体で、代表者や規約等が定められているもの ・導入年度から5年間共防組織を維持すること ・面積等に要件あり(詳細はお問合せください)			○	○			①スピードスプレーヤー(新車) ②揚水、配水用設備等	①-1キャビン付き1/3以内 上限300万円 ①-2キャビンなし1/3以内 上限100万円 ②1/3以内 上限50万円	※事前着手不可のため、要事前協議
12	未来農業推進事業(市)	コンバイン導入 田植機導入 自動操舵システム(後付)導入 自動抑草ロボット導入	土地利用型作物	○	○	○	○		①市内に住所を有し、対象品目を生産・販売していること ②地域計画に人およびほ場が位置付けられている、または今後位置付けられる見込であること ③市税等に滞納がないこと			○				コンバイン 田植機 (いずれも自動操舵等のスマート機能付きに限る) 自動操舵システム(後付) 自動抑草ロボット	3/10以内 上限: コンバイン 150万円 田植機 100万円 自動操舵システム 30万円 自動抑草ロボット 15万円	・単純更新は対象外 ・リースは対象外 ・ポイント制 (予算内でポイントの高い者から採択)
13	横手米品質向上対策事業(色彩選別機)(市)		水稻	○	○	○	○		①市内に住所を有すること ②粳摺乾燥調製機器を保有している者 ③市税に滞納がない者			○				色彩選別機の導入に係る経費	本体価格(税抜)の15%以内 上限:農業者 30万円 農業法人 50万円	農業振興課 水田利活用係 TEL : 0182-32-2113 FAX : 0182-32-4037
14	産業用ドローン導入支援事業(市)	産業用ドローン 技能認定証の取得	水稻	○	○	○	○		①市内に住所を有すること ②対象機械の新規取得(更新は対象外) ③地域計画に位置付けられている者(新規就農者含む) ④市税に滞納がない者			○			○	病害虫防除を目的に取得する産業用ドローン(認定機)等の取得費用と技能認定証の取得費用	ドローン等の取得費用(税抜)の15%以内 上限:農業者 30万円 農業法人 50万円 技能認定証の取得費用(税抜)の1/2以内 上限:15万円	
15	獣害防止対策事業(市)		野菜、果樹、水稻、畜産全般	○	○	○	○	○	①市内に住所を有し、市税等に滞納がないこと ②農畜産物を出荷販売していること	○						電気柵(侵入防止柵)の資材	資材費(税抜)の1/2以内 上限:個人 15万円 団体等 30万円	農林整備課 森林整備係 TEL : 0182-32-2114 FAX : 0182-32-4037
16	6次産業化施設整備支援事業(県)	経営多角化支援 農商工連携支援	農林畜産物全般	○	○	○	○	○	①認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織する団体 ②農商工等連携事業計画認定事業者 ③農業者、農業者が組織する団体など					○	○	農林畜産物の加工・流通・販売などの取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費	1/3以内	食農推進課 (園芸振興拠点センター) TEL : 0182-35-2267 FAX : 0182-52-2727